**【役員等報酬規程】**

第1条　　この規定は、定款９条の規定に基づき、評議員及び理事、監事の報酬等について定める。

第2条　　本規定において役員とは定款第2章に規定する者、及び次に掲げる者（以下「役員等」という）をいう。

　　　　　・理事

　　　　　・監事

　　　　　・第三者委員（評議員選任・解任委員等）

第3条　　この法人の役員報酬は以下のとおりとする。

　　　　　１．常勤理事について、年俸制とし月額で支給する。但し、上限額を設ける。

　　　　　２．評議員会、理事会、監査会、第三者委員会に出席した役員等について、１会議あたり5,568円支給する。但し、同一日に複数の会議が開催された場合は、1会議とする。

　　　　　３．役員等が、施設外において開催される研修会等に参加した場合、1日当たり2.042円支給する。

　　　　　４．特別な理由により、上記により難い場合は、その都度理事長が定める。

　　　　　５．理事長及び職員を兼務する役員等には、支給しない。

　　　　　６．理事長より要請があった場合。

※支給対象者の区分、支給基準表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 役員等 | 対象者区分 | 支給基準 | 個人別上限額 |
| 理事 | 常勤理事 | 年俸制（月額支給） | 年額1,000万円 |
|  | 職員兼務理事 | 理事手当なし | なし |
|  | 非常勤理事 | 執務日数 | 日額5,568円 |
| 監事 |  | 執務日数 | 日額5,568円 |
| 評議員 |  | 執務日数 | 日額5,568円 |
| 第３者委員 |  | 執務日数 | 日額5,568円 |

第4条　　役員等が、法人各施設外にて研修等の用務をした時は、役員等の自宅から用務

地までの、最も合理的な経路に基づく公共交通機関の運賃相当額を、旅費とし　て支給する。職員を兼務する役員等は、別に定める旅費規定による。また、宿泊等をする場合には、事前に法人が指定するホテル等の宿泊料金の実費を支給する。

第5条　　この規定の改変は、評議員会の議決により行う。

付則　この規定は、平成28年10月19日に制定され、平成29年7月1日から施行する。